

医療保険と介護保険の 給付調整について (調剤)

令和7年6月版

(令和6年度診療報酬改定等反映)

岡山県 指導監査課・長寿社会課

目 次

1 医療保険と介護保険の給付調整等について	1
-----------------------	---

参考資料①

・ 要介護被保険者等である患者について療養を要する費用の額を算定できる場合（平成20年3月27日厚生労働省告示128号 最終改正： 令和6年3月27日厚生労働省告示第125号 ）	2
・ 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号）の一部改正（最終改正： 令和6年3月27日保医発0327第8号 ）	7
・ 上記通知の別紙「給付調整○×表」	10

参考資料②

・ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の一部改正について（最終改正： 令和6年3月27日保医発0327第9号 ）	15
--	----

参考資料③

・ 居宅療養管理指導介護保険サービスについて	18
------------------------	----

問い合わせ先

岡山県 長寿社会課 医療保険指導班 ☎086-226-7325

URL：<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/35/>

保険医療機関の診療報酬算定資料集【医療保険と介護保険の給付調整を含む】

URL：<http://www.pref.okayama.jp/page/421097.html>

介護保険に関する問い合わせ先

岡山県 [指導監査課](#) ☎086-226-7917

URL：<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/340/>

※岡山市、倉敷市、新見市に所在する事業所については、各市介護保険担当課へお問い合わせください。

医療保険と介護保険の給付調整等について

1 医療保険と介護保険の給付調整について

要介護・要支援認定者に対する調剤を行う場合、医療保険と介護保険とで同様のサービスがある事項については、介護保険が優先するため医療保険での算定はできません。

(1) 医療保険・在宅患者訪問薬剤管理指導料

介護保険・(介護予防)居宅療養管理指導費(*薬剤師が行う場合)

どちらも患者の居宅等を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行います。要介護・要支援認定者につきましては、医療保険を算定できず、介護保険を算定します。

医療保険の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する際には、患者の介護保険被保険者証により要介護・要支援認定を受けているかどうかを必ず確認してください。

(2) 医療保険・在宅患者緊急時等共同指導料

(介護予防)居宅療養管理指導費と
同一日算定不可

服薬管理指導料 ※1

かかりつけ薬剤師指導料 ※1

かかりつけ薬剤師包括管理料 ※1

外来服薬支援料 1

服薬情報等提供料

(介護予防)居宅療養管理指導費と
同一月算定不可

介護保険・(介護予防)居宅療養管理指導費(*薬剤師が行う場合)

(注) ※1 当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には、(介護予防)居宅療養管理指導費を算定した月であっても算定できます。

※2 介護老人保健施設や介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に入所している患者に対しては、算定できる場合があります。(詳細は10~14ページを参照)

(例)在宅患者訪問薬剤管理指導料は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している患者であって、末期の悪性腫瘍の患者に対し薬学的管理指導を行った場合に限り、算定できます。

2 施設入所者のレセプト記載について

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に規定する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所等の施設入所者については、医科の請求に準じてレセプトの特記事項欄に「09施」を記載してください。

3 在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定について

医師又は薬剤師の設置が義務付けられている病院、診療所、施設等に入院又は入所している場合、原則算定できないので、ご注意ください。

4 居宅療養管理指導費の算定に当たって

居宅療養管理指導費の算定に当たっては、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供がない場合には、介護報酬が算定できないので、留意してください。

【医療保険と介護保険との給付調整に係る関係告示等】

要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合

(平成20年3月27日 厚生労働省告示第128号)

(平成28年3月31日 厚生労働省告示第168号)

(平成30年3月30日 厚生労働省告示第179号)

(令和2年3月27日 厚生労働省告示第108号)

(令和4年3月25日 厚生労働省告示第88号)

(最終改正：令和6年3月27日 厚生労働省告示第125号)

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第6号の規定に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する告示を次のように定める。

第1条 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成20年厚生労働省告示第128号）の一部を次の表のように改正する。

第2条 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

第3条 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を次の表のように改正する。（※別表の青字箇所）

附則

（適用期日）

1 この告示は、令和六年六月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定令和六年四月一日

二 第三条の規定令和七年八月一日

（経過措置）

2 前項第一号に掲げる規定の適用の日又はこの告示の適用の日前に行われた療養の費用の額の算定については、それぞれなお従前の例による。

診療報酬の算定方法第6号に規定する厚生労働大臣が定める場合は、別表第一の左欄各号に掲げる患者の区分に従い、同表の右欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養を行った場合とする。ただし、別表第二の左欄各号に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養に要する費用を算定する場合にあっては、同表の右欄に規定する算定方法による。

別表第一

患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
1 入院中の患者以外の患者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「入院中の患者以外の患者」という。） イ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者 ロ 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に入所している患者	次に掲げる点数が算定されるべき療養 1～5 略 6 別表第三に規定する点数（区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を除く。）
2 入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。）	次に掲げる点数が算定されるべき療養 1 略 2 別表第三区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料

3 略	略
<u>4</u> 次に掲げる患者 イ 介護医療院に入所している患者 □ 介護医療院において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	次に掲げる療養 1 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表の4のイからへまでの<u>注13</u>（<u>注14</u>）に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。） イ～イヘ 略 イト 別表第三第1節に規定する点数 イチ 別表第三区分番号10の2に掲げる調剤管理料 イリ 別表第三区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料 イヌ 別表第三区分番号14の2の2に掲げる外来服薬支援料2 イル 別表第三区分番号15の2の1に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（<u>注10に規定する場合に限る。</u>） イロ 別表第三第3節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第16第3号に掲げる薬剤に係るものに限る。） 2 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの<u>注13</u>（<u>注14</u>）に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。） イ～イナ 略 イラ 別表第三第1節に規定する点数 イム 別表第三区分番号10の2に掲げる調剤管理料 イウ 別表第三区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料 イヅ 別表第三区分番号14の2の2に掲げる外来服薬支援料2 イノ 別表第三区分番号15の2の1に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（<u>注10に規定する場合に限る。</u>） イオ 別表第三第3節に規定する点数（専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。） 3 略
<u>5</u> 次に掲げる患者 イ 介護老人保健施設に入所している患者 □ 介護老人保健施設において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	次に掲げる点数が算定されるべき療養 1～3 略 4 別表第三のうち次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ 別表第三第1節に規定する点数 □ 別表第三区分番号10の2に掲げる調剤管理料 ハ 別表第三区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料 ニ 別表第三区分番号14の2の2に掲げる外来服薬支援料2 ホ 別表第三区分番号15の2の1に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（<u>注10に規定する場合に限る。</u>） ヘ 別表第三第3節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第16第3号に掲げる薬剤及び同第4号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍剤を除く。）に係るものに限る。） ト 別表第三第4節に規定する点数
<u>6</u> 次に掲げる患者（以下「介護老人福祉施設入所者」という。） イ 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所している患者 □ 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者	次に掲げる点数が算定されるべき療養 1～2 略 3 別表第三に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ 区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料の注14に規定する点数 □ 区分番号13の2に掲げるかかりつけ薬剤師指導料 ハ 区分番号13の3に掲げるかかりつけ薬剤師包括管理料
備考 1 この表において「法」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）をいう。	

2 この表において「患者」とは、法第62条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。 3 この表において「短期入所生活介護」とは、法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。 4 この表において「介護予防短期入所生活介護」とは、法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。 5 この表において「短期入所療養介護」とは、法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。 6 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。 7 この表において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。 8 この表において「介護老人福祉施設」とは、法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。 9 この表において「介護老人保健施設」とは、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。 10 この表において「介護医療院」とは、法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。 11 この表において「別表第一」とは、診療報酬の算定方法別表第一をいい、「別表第二」とは、診療報酬の算定方法別表第二をいい、「別表第三」とは、診療報酬の算定方法別表第三（調剤報酬点数表）をいう。	
---	--

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算 定 方 法
1～21 略	
22 次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ 別表第三区分番号 10 の 3 に掲げる服薬管理指導料 ロ 別表第三区分番号 13 の 2 に掲げるかかりつけ薬剤師指導料 ハ 別表第三区分番号 13 の 3 に掲げるかかりつけ薬剤師包括管理料	入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合にあっては、この限りでない。
23 別表第三区分番号 14 の 2 の 1 に掲げる外来服薬支援料 1 が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
24 次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ 別表第三区分番号 15 に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ 別表第三区分番号 15 の 2 に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注 10 に規定する場合を除く。） ハ 別表第三区分番号 15 の 3 に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料	介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍の患者に対して実施した場合に限り、算定できる。
25 別表第三区分番号 15 の 2 に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注 10 に規定する場合に限る。）が算定されるべき療養	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症、同条第 9 項に規定する新感染症の患者であって、介護医療院、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所しているものに対して交付された処方箋を受け付けた場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該施設を緊急に訪問し、当該患者又はその家族等に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合に限り、算定できる。</u>
26 別表第三区分番号 15 の 3 に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料	入院中の患者以外の患者について、同一日において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
27 別表第三区分番号 15 の 5 に掲げる服薬情報等提供料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
備考 1 この表において「法」とは、介護保険法をいう。 2 この表において「患者」とは、法第 62 条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。 3 （削除） 4 この表において「居宅療養管理指導」	

とは、法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導をいう。 5 この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。 6 この表において「居宅療養管理指導費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表の5に規定する居宅療養管理指導費をいう。 7 この表において「介護予防居宅療養管理指導費」とは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表の4に規定する介護予防居宅療養管理指導費をいう。 8～26 略 27 この表において「別表第一」とは、診療報酬の算定方法別表第一をいい、「別表第二」とは、診療報酬の算定方法別表第二をいい、「別表第三」とは、診療報酬の算定方法別表第三（調剤報酬点数表）をいう。	
--	--

老老発0327第1号
保医発0327第8号
令和6年3月27日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に
関連する事項等について」の一部改正について

標記については、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定
できる場合の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第125号）及び「厚生労働
大臣が定める療養を廃止する件」（令和6年厚生労働省告示第126号）等が告示され、順
次適用されること等に伴い、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療
保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001
号・保医発第0428001号）の一部を下記のように改め、順次適用することとしたので、そ
の取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図
られたい。

なお、要介護被保険者等であって、特別養護老人ホーム等の入所者であるものに対する
診療報酬の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについ
て」（平成18年3月31日保医発第0331002号）も併せて参照すること。

記

「記」以下を別添のとおり改める。

第1 保険医療機関に係る留意事項について

1 介護保険における短期入所療養介護を利用中に医療保険からの給付を受けた場合の取扱いについて

- (1) 介護保険における短期入所療養介護において、緊急その他の場合において療養の給付を受けた場合において、当該医療保険における請求については、「入院外」のレセプトを使用すること。
- (2) この場合において、医療保険における患者の一部負担の取扱いについても通常の外来に要する費用負担によるものであること。

2 医療保険の診療項目と介護保険の特定診療費、特別療養費及び特別診療費の算定における留意事項

(1) 略

(2) 保険医療機関の病床から介護医療院又は介護療養型老人保健施設に入所した場合、当該入所した週において、医療保険の薬剤管理指導料を算定している場合には、特別療養費又は特別診療費として定められた薬剤管理指導は算定できないものであること。また、介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設から医療保険適用病床に入院した場合についても同様であること。

(3) 略

第2 介護調整告示について

要介護被保険者等である患者（介護医療院に入所中の患者を除く。）に対し算定できる診療報酬点数表に掲げる療養については、介護調整告示によるものとし、別紙1を参照のこと。

なお、要介護被保険者等であって、特別養護老人ホーム等の入所者であるものに対する診療報酬の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）も併せて参照すること。

第3 介護医療院に入所中の患者の医療保険における保険医療機関への受診等について

1 介護医療院の入所者が、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた場合には、協力医療機関その他の医療機関へ転医又は対診を求めることを原則とする。

2 介護医療院サービス費を算定している患者について、当該介護医療院サービス費に含まれる診療を他保険医療機関で行った場合には、当該他保険医療機関は当該費用を算定できない。

3 介護医療院サービス費を算定する患者に対し専門的な診療が必要となった場合には、保険医療機関において当該診療に係る費用を算定できる。算定できる費用については介護調整告示によるものとし、別紙2を参照のこと。

4 略

第4 医療保険における在宅医療と介護保険における指定居宅サービス等に関する留意事項

1 同一日算定について

診療報酬点数表の別表第一第2章第2部（在宅医療）に掲げる療養に係る同一日算定に関する考え方については、介護保険の指定居宅サービスは対象とするものではないこと。

2 月の途中で要介護被保険者等となる場合等の留意事項について

要介護被保険者等となった日から、同一の傷害又は疾病等についての給付が医療保険から介護保険へ変更されることとなるが、この場合において、1月あたりの算定回数に制限がある場合（医療保険における訪問歯科衛生指導と介護保険における歯科衛生士が行う居宅療養管理指導の場合など）については、同一保険医療機関において、両方の保険からの給付を合算した回数で制限回数を考慮するものであること。

3～4 略

5 在宅患者緊急時等共同指導料に関する留意事項について

介護保険における居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した日は調剤に係る在宅患者緊急時等共同指導料を算定できない。

6～11 略

12 人工腎臓等に関する留意事項について

介護老人保健施設の入所者について、人工腎臓の「1」から「3」までのいずれかを算定する場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）の取扱いは、介護老人保健施設の入所者以外の者の場合と同様であり、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロポエチン、ダルベポエチン、エポエチンベータペゴル及びHIF-PH阻害剤の費用は人工腎臓の所定点数に含まれており、別に算定できない。なお、生理食塩水には、回路の洗浄・充填、血圧低下時の補液、回収に使用されるもの等が含まれ、同様の目的で使用される電解質補液、ブドウ糖液等についても別に算定できない。また、HIF-PH阻害剤は、原則として人工腎臓を算定する保険医療機関において院内処方すること。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙 1)

1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)				2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
区分	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。) ※1	認知症対応型グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護) うち、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者(宿泊サービスに限る。)	特定施設(指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。) うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	保険医療機関 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受ける患者を除く。)	短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の療養室を除く。))を受けている患者	介護老人保健施設 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の療養室に限る。))を受けている患者	ア 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設 イ 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者
						併設保険医療機関 併設保険医療機関以外の保険医療機関	
医学管理等	B001の23	がん患者指導管理料	○	○	○	×	○ ※1
	B001の24	外来緩和ケア管理料	○	—	—	○ (悪性腫瘍の患者に限る。)	○
	B001の25	移植後患者指導管理料	○	—	—	×	○
	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料	○	—	—	○	○
	B004	退院時共同指導料1	—	○	×	×	—
	B005	退院時共同指導料2	—	○	×	×	—
	B005-1-2	介護支援等連携指導料	—	○	×	×	—
	B008	薬剤管理指導料	—	○	×	×	—
	B008-2	薬剤総合評価調整管理料	○	—	×	×	○ (配置医師が行う場合を除く。)
	B009	診療情報提供料(1) 注3	○	—	×	×	○
	B014	退院時薬剤情報管理指導料	—	○	×	×	—
在宅医療	B015	精神科退院時共同指導料	—	○	×	×	—
	C005	在宅患者訪問看護・指導料	○ ※2	○	×	×	ア：○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) イ：○※12
	C005-1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料 (同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付される訪問指導を行うか否かにより該当する区分を算定)(在宅患者連携指導加算及び在宅患者緊急時等カンファレンス加算)	○ ※2	○ ※2及び※11	—	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
	C008	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (当該患者が居住する建築物に居住する者のうち当該保険医療機関が当該指導料を算定する者の人数等により該当する区分を算定)	×	×	—	×	—
	C010	在宅患者連携指導料	×	—	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
C011	在宅患者緊急時等カンファレンス料	○	—	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	
投薬		○	○	○ (第3節及び第5節に限る。) ※3	○ ※3	○	
注射		○	○	○ (第2節に限る。) ※4	○ ※5	○	
第1節に規定する調剤技術料				×	×	○	○
1.0の2 調剤管理料				○	×	○	○
1.0の3	服薬管理指導料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病又は別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には算定可)		×	×	○	○
	注14 服薬管理指導料の特例(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合)	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病又は別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には算定可)		×	×	×	×

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

- ※6～10
- ※11
- ※12
- ※13～18

略
当該患者によるサービス利用前30日以内に患者を訪問し、在宅患者訪問看護・指導料を算定した保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合に限り、算定することができる（末期の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、利用開始後30日までの間に限る。）。
末期の悪性腫瘍の患者であって、当該患者によるサービス利用前30日以内に患者を訪問し、在宅患者訪問看護・指導料を算定した保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合に限り、算定することができる。
略

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙 2)

区分		ア. 介護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	
		併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
医学管理等	B001の23 がん患者指導管理料			○	
	B001の24 外来緩和ケア管理料			○	
	B001の25 移植後患者指導管理料			○	
	B001－2－12 外来腫瘍化学療法診療料			○	
	B001－3 生活習慣病管理料 <u>(Ⅰ)</u>			○	(注3に規定する加算に限る。)
	<u>B001－3 生活習慣病管理料 (Ⅱ)</u>			<u>○</u>	<u>(注3に規定する加算に限る。)</u>
	B004 退院時共同指導料1			×	
	B005 退院時共同指導料2			×	
	B005－1－2 介護支援等連携指導料			×	
	B008 薬剤管理指導料			×	
	B008－2 薬剤総合評価調整管理料			×	
	B009 診療情報提供料(Ⅰ) 注3			×	
在宅医療	B014 退院時薬剤情報管理指導料			×	
	B015 精神科退院時共同指導料			×	
	C005 在宅患者訪問看護・指導料				
	C005－1－2 同一建物居住者訪問看護・指導料 (在宅患者連携指導加算及び在宅患者緊急時等カンファレンス加算)			×	
	C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料			×	
投薬	C010 在宅患者連携指導料			×	
	C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料			×	
			○ ※2	○	(専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

注射		○ ※3	○ (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)
<u>第1節に規定する調剤技術料</u>			<u>○</u>
<u>10の2 調剤管理料</u>			<u>○</u>
<u>10の3 服薬管理指導料</u>			<u>○</u>
<u>14の2の2 外来服薬支援料2</u>			<u>○</u>
<u>15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料</u>		<u>○</u> (注10に規定する場合に限る。)	<u>○</u>
<u>第3節に規定する薬剤料</u>		<u>○</u> (※2)	<u>○</u> (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)
<u>上記以外</u>			<u>×</u>

※1 略

※2 次に掲げる薬剤の薬剤料と当該薬剤の処方に係る処方箋料に限る。
・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）
・H I F - P H阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）
・疼痛コントロールのための医療用麻薬
・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はH I V感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）

※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
・エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・エポエチンベータペゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・疼痛コントロールのための医療用麻薬
・インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はH I V感染症の効能又は効果を有するものに限る。）
・血友病の患者に使用する医薬品（血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）

※4～6 略

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（[令和6年厚生労働省告示第57号](#)）等が告示され、[令和6年6月1日](#)から適用されること等に伴い、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の一部を下記のように改め、[令和6年6月1日](#)から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。また、要介護被保険者等である患者に対する診療報酬の取扱いについては、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号）も併せて参照すること。

なお、下記事項については、[子ども家庭庁支援局](#)並びに[厚生労働省](#)社会・援護局、障害保健福祉部及び老健局と協議済みであるため、念のため申し添える。

記

「記」以下を別添のとおり改める。

1～3 略

4 特別養護老人ホーム等に入所している患者については、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）[第62条](#)に規定する要介護被保険者等に対する診療報酬の取扱いについて、この通知に特に記載がないものについては、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号）の取扱いに従うこと。

（中略）

- ・ 医科点数表区分番号B 0 0 4の退院時共同指導料 1

（中略）

- ・ 医科点数表区分番号C 0 0 8の在宅患者訪問薬剤管理指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。）
- ・ 医科点数表区分番号C 0 0 9の在宅患者訪問栄養食事指導料
- ・ 医科点数表区分番号C 0 1 0の在宅患者連携指導料
- ・ 医科点数表区分番号C 0 1 1の在宅患者緊急時等カンファレンス料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。）

（中略）

- ・ 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）[区分番号1 0の3の服薬管理指導料の注14に規定する点数](#)
- ・ [調剤点数表区分番号1 3の2のかかりつけ薬剤師指導料](#)
- ・ [調剤点数表区分番号1 3の3のかかりつけ薬剤師包括管理料](#)
- ・ [調剤点数表区分番号1 5の在宅患者訪問薬剤管理指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。）](#)
- ・ 調剤点数表区分番号1 5の2の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるもの[又は注10に規定する場合](#)を除く。）
- ・ 調剤点数表区分番号1 5の3の在宅患者緊急時等共同指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。）

（中略）

5～6 略

7 特別養護老人ホーム等の職員（看護師、理学療法士等）が行った医療行為については、診療報酬を算定できない。ただし、特別養護老人ホーム等に入所中の患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日当該施設の看護師等が当該患者に対し点滴又は処置等を実施した場合に、使用した薬剤の費用については、医科点数表第2章第2部第3節薬剤料を、使用した特定保険医療材料の費用については、同部第4節特定保険医療材料料を、当該患者に対し使用した分に限り算定できる。また、同様に当該看護師等が検査のための検体採取等を実施した場合には、同章第3部第1節第1款検体検査実施料を算定できる。なお、当該保険医の診療日以外の点滴又は処置等を実施する場合に必要な衛生材料等についても、指示を行った当該保険医の属する保険医療機関が当該施設に提供すること。これらの場合にあっては、当該薬剤等が使用された日及び検体採取が実施された日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

8～9 略

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導について

1 概要

病院、診療所、薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が、**通院困難な要介護者、要支援者※**の居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理、指導等を行うものです。

2 サービスの実施に当たっての留意事項について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）を参照。

※ 通院が困難な利用者について〔第2の6（1）〕

居宅療養管理指導費は、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、定期的に訪問して指導等を行った場合の評価であり、継続的な指導等の必要のないものや通院が可能なものに対して安易に算定してはならない。例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できない（やむを得ない事情がある場合を除く。）。

○薬剤師による居宅療養管理指導〔第2の6（4）〕

医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者を訪問し、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況、薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、利用者・家族等へ指導内容を文書等で交付するよう努め、関係職種への必要な報告及び情報提供を行うこと。

（R3.4 改正）

○薬剤師による居宅療養管理指導

- ・指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
- ・居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。
- ・サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと

なお、ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないので留意すること。

①薬局薬剤師による場合

処方医からの情報提供等に基づき、利用者の居宅を訪問する前に、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上で、「薬学的管理指導計画」（実施すべき指導の内容、訪問回数・間隔等を記載）を策定し、薬剤服用歴の記録に添付する等により保存すること。

新たに得られた利用者の情報、処方薬剤の変更、他職種からの情報提供等があった場合には、「薬学的管理指導計画」を適宜見直すこと。

提供した居宅療養管理指導の内容について、居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に文書で報告し、その文書の写しを薬剤服用歴の記録に添付する等により保存すること。

必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても情報提供をすること。

(R6.6報酬改定で新設)

情報通信機器を用いた服薬指導

ア 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合に、ハ注1の規定にかかわらず、ハ(2)(イ)から(ロ)までと合わせて1月に4回に限り算定する。この場合において、ハの注3、注4、注5、注6、注7及び注8に規定する加算は算定できない。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）及び関連通知に沿って実施すること。

ウ 当該居宅療養管理指導の指示を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を文書で行うこと。

エ 利用者の薬剤服用歴を経時的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認すること。また、主利用者の薬剤服用歴を経時的に把握するため、原則として、手帳に添付又は記載すること。

オ 薬剤を利用者宅に配送する場合は、その受領の確認を行うこと。

カ 当該服薬指導を行う際の情報通信機器の運用に要する費用及び医薬品等を利用者に配送する際に要する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として、社会通念上妥当な額の実費を別途徴収できる。

キ 居宅療養管理指導費又は注2を月2回以上算定する場合（がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。）にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者については、ハ(2)(イ)から(ロ)までと合わせて週2回かつ月8回に限り算定できる。

医療用麻薬持続注射療法加算

ア 医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ 当該患者が麻薬の投与に使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずること。

ウ 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、麻薬の投与状況、残液の状況、保管状況、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に

ついて情報提供すること。

エ 医療用麻薬持続注射療法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に(4)⑤又は⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

(イ) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無などの確認等）

(ロ) 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

(ハ) 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

(二) 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）

オ 医療用麻薬持続注射療法加算については、麻薬管理指導加算を算定している患者については算定できない。

⑱ 在宅中心静脈栄養法加算

ア 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ 当該患者に対し2種以上の注射薬が同時に投与される場合には、中心静脈栄養法に使用する薬剤の配合変化を回避するために、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、当該患者が使用する注射剤に係る配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必要性等について情報提供する。

ウ 在宅中心静脈栄養法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に(4)⑤又は⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

(イ) 訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容（輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無、薬剤の配合変化の有無などの確認等）

(ロ) 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点（輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等）

(ハ) 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報（輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

②医療機関の薬剤師による場合

提供した居宅療養管理指導の内容について、薬剤管理指導記録を作成し、居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に報告すること。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知・抜粋)

薬剤師が行う居宅療養管理指導について〔第 2 の 6 (4)〕

- ① 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機関の薬剤師が行う場合にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録（薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤管理指導記録）を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行うこととする。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。ただし、ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合の取扱いについては、(3)③を準用する。

併せて、利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合には、関連事業者等に対して情報提供及び必要な助言を行うこととする。薬局薬剤師にあっては当該居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこととする。また、提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする。

利用者の居宅への訪問時における薬学管理指導や他職種連携に当たっての留意点については「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」（以下「ガイド」という。）（<https://www.ncgg.go.jp/hospital/kenshu/organization/yakugaku.html>）等を参照されたい。また、医師、歯科医師、ケアマネジャー等への情報提供については、ガイド及びガイド別添の報告様式、お薬問診票及び薬学的評価シートを参考に行うこと。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

- ② 薬局薬剤師の策定する「薬学的管理指導計画」は処方医から提供された医師・歯科医師の居宅療養管理指導における情報提供等に基づき、又は必要に応じ処方医と相談するとともに、他の医療関係職種（歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等及び訪問看護ステーションの看護師等）との間で情報を共有しながら、利用者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等を記載する。

策定した薬学的管理指導計画書は、薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存する。

薬学的管理指導計画は、原則として、利用者の居宅を訪問する前に策定する。

訪問後、必要に応じ新たに得られた利用者の情報を踏まえ計画の見直しを行う。また、必要に応じ見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合及び他職種から情報提供を受けた場合にも適宜見直しを行う。

- ③ 薬局薬剤師にあっては、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、居宅療養管理指導の結果及び当該医療関係職種による当該患者に対する療養上の指導に関する留意点について情報提供することとする。
- ④ 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導費を月 2 回以上算定する場合（がん末期患者 又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。）にあっては、算定する日の間隔は 6 日以上とする。がん末期患者 又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者については、週 2 回かつ月 8 回に限り算定できる。医療機関の薬剤師が行う居宅療養管理指導を月 2 回算定する場合にあっては、算定する日の間隔は 6 日以上とする。
- ⑤ 居宅療養管理指導を行った場合には、薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも以下のア～セについて記載しなければならない。

- ア 利用者の基礎情報として、利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等の利用者についての記録
- イ 処方及び調剤内容として、処方した医療機関名、処方医氏名、処方日、処方内容、調剤日、処方内容に関する照会の内容等
- ウ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴、薬学的管理に必要な利用者の生活像等
- エ 疾患に関する情報として、既往歴、合併症の情報、他科受診において加療中の疾患
- オ オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等
- カ 併用薬等（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。）の情報及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況等
- キ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- ク 副作用が疑われる症状の有無（利用者の服薬中の体調の変化を含む。）及び利用者又はその家族等からの相談事項の要点
- ケ 服薬指導の要点
- コ 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名
- サ 処方医から提供された情報の要点
- シ 訪問に際して実施した薬学的管理の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等）
- ス 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
- セ 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点
- ⑥ 居宅療養管理指導を行った場合には、医療機関の薬剤師にあっては薬剤管理指導記録に、少なくとも以下のア～カについて記載しなければならないこととし、最後の記入の日から最低三年間保存すること。
 - ア 利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号
 - イ 利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴
 - ウ 薬学的管理指導の内容（医薬品の保管状況、服薬状況、残薬状況、重複投薬、配合禁忌等に関する確認及び実施した服薬支援措置を含む。）
 - エ 利用者への指導及び利用者からの相談の要点
 - オ 訪問指導等の実施日、訪問指導を行った薬剤師の氏名
 - カ その他の事項
- ⑦ 居宅療養管理指導を算定している利用者に投薬された医薬品について、医療機関又は薬局の薬剤師が以下の情報を知ったときは、原則として当該薬剤師は、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するとともに、当該主治医に相談の上、必要に応じ、利用者に対する薬学的管理指導を行うものとする。
 - ア 医薬品緊急安全性情報
 - イ 医薬品・医療機器等安全性情報
- ⑧ 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費は、算定しない。ただし、居住地の変更等により、現に居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合にはこの限りでない。その場合においても、以前に居宅療養管理指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、1月の居宅療養管理指導の算定回数の上限を超えないよう調整すること。
- ⑨ ⑧にかかわらず、居宅療養管理指導を行っている保険薬局（以下「在宅基幹薬局」という。）が連携する他の保険薬局（以下「サポート薬局」という。）と薬学的管理指導計画の内容を共有していること及び緊急その他やむを得ない事由がある場合には在宅基幹薬局の薬剤師に代わって当該利用者又はその家族等に居宅療養管理指導を行うことについて、あらかじめ当該利用者又はその家族等の同意を得ている場合には、在宅基幹薬局に代わってサポート薬局が居宅療養管理指導を行った場合は居宅療養管理指導費を算定できること。なお、居宅療養管理指導費の算定は在宅

基幹薬局が行うこと。

- ⑩ サポート薬局の薬剤師が在宅基幹薬局の薬剤師に代わって居宅療養管理指導を行った場合には次のとおり、薬剤服用歴の記録等を行うこととする。

ア サポート薬局は、薬剤服用歴の記録を記載し、在宅基幹薬局と当該記録の内容を共有すること。

イ アを踏まえ、在宅基幹薬局は、居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告やケアマネジャーに対する必要な情報提供等を行うこと。

ウ 在宅基幹薬局は、薬剤服用歴に当該居宅療養管理指導を行ったサポート薬局名及びやむを得ない事由等を記載するとともに、請求明細書の摘要欄にサポート薬局が当該業務を行った日付等を記載すること。

- ⑪ 居宅において疼痛緩和のために厚生労働大臣が別に定める特別な薬剤（以下「麻薬」という。）は、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬」のうち、使用薬剤の購入価格（薬価基準）（平成14年厚生労働省告示第87号）に収載されている医薬品であり、以降、改定がなされた際には、改定後の最新の薬価基準に収載されているものを意味する。

- ⑫ 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている利用者に対して、定期的に、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意事項等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行った場合に算定する。なお、薬局薬剤師にあっては、処方せん発行医に対して必要な情報提供を行うことが必要である。

- ⑬ 麻薬管理指導加算を算定する場合にあっては、薬局薬剤師にあっては薬剤服用歴の記録に⑤の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は増量投与による副作用の有無などの確認等）

イ 訪問に際して行った患者及び家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等に関する事項を含む。）の要点

エ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届出した麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。）

- ⑭ 麻薬管理指導加算を算定する場合にあっては、医療機関の薬剤師にあっては薬剤管理指導記録に⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬状況、疼痛緩和の状況、副作用の有無の確認等）

イ 麻薬に係る利用者及び家族への指導・相談事項（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

ウ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項

エ その他の麻薬に係る事項

- ⑮ 医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載する。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。また、薬局薬剤師による訪問結果についての必要な情報提供についての文書は、診療録に添付する等により保存することとする。

- ⑯ 情報通信機器を用いた服薬指導

ア 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合に、ハ注1の規定にかかわらず、ハ(2)(一)から(三)までと合わせて1月に4回に限り算定する。この場合において、ハの注3、注4、注5、注6、注7及び注8に規定する加算は算定できない。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

(昭和36年厚生省令第1号) 及び関連通知に沿って実施すること。

ウ 当該居宅療養管理指導の指示を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を文書で行うこと。

エ 利用者の薬剤服用歴を経時的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認すること。また、主利用者の薬剤服用歴を経時的に把握するため、原則として、手帳に添付又は記載すること。

オ 薬剤を利用者宅に配送する場合は、その受領の確認を行うこと。

カ 当該服薬指導を行う際の情報通信機器の運用に要する費用及び医薬品等を利用者に配送する際に要する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として、社会通念上妥当な額の実費を別途徴収できる。

キ 居宅療養管理指導費又は注2を月2回以上算定する場合(がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。)にあつては、算定する日の間隔は6日以上とする。がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者については、ハ(2)(一)から(三)までと合わせて週2回かつ月8回に限り算定できる。

⑰ 医療用麻薬持続注射療法加算

ア 医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ 当該患者が麻薬の投与に使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずること。

ウ 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、麻薬の投与状況、残液の状況、保管状況、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等について情報提供すること。

エ 医療用麻薬持続注射療法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に(4)⑤又は⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

(イ) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無などの確認等)

(ロ) 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等)

(ハ) 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点

(ニ) 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項(都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。)

オ 医療用麻薬持続注射療法加算については、麻薬管理指導加算を算定している患者については算定できない。

⑱ 在宅中心静脈栄養法加算

ア 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ 当該患者に対し2種以上の注射薬が同時に投与される場合には、中心静脈栄養法に使用する薬剤の配合変化を回避するために、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、当該患者が使用する注射剤に係る配合変化に関する留意

点、輸液バッグの遮光の必要性等について情報提供する。

ウ 在宅中心静脈栄養法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に(4)⑤又は⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

(イ) 訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容（輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無、薬剤の配合変化の有無などの確認等）

(ロ) 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点（輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等）

(ハ) 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報（輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

薬剤師が行う居宅療養管理指導について

1 居宅療養管理指導の基本方針

居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号第 84 条）

※（令和 3 年 4 月改正）通院が困難な利用者について（新設）

居宅療養管理指導費は、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、定期的に訪問して指導等を行った場合の評価であり、継続的な指導等の必要のないものや通院が可能なものに対して安易に算定してはならない。例えば少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できない（やむを得ない事情がある場合を除く。）。

2 指導の概要

- ・ 医師又は歯科医師の指示に基づいて実施される薬学的な管理及び指導
- ・ 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について指導、助言等
- ・ 提供したサービス内容の診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告
- ・ 居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供

※ 情報通信機器を用いた服薬指導の評価を新設

3 介護報酬の体系・基本報酬

職 種 等		報酬単価		
		単一建物居住者 1 人の場合 (単位) 注3	単一建物居住者 2 ～ 9 人の場合 (単位) 注3	単一建物居住者 10人以上の場合 (単位) 注3
薬剤師 注2	病院又は診療所の薬剤師(月2回を限度)	<u>566</u>	<u>417</u>	<u>380</u>
	薬局の薬剤師 (月4回を限度) 注1	<u>518</u>	<u>379</u>	<u>342</u>

注1：末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者、注射による麻薬の投与を受けている者には、2 回/週、かつ、8 回/月を限度として算定可。

※ 情報通信機器を用いた服薬指導：月 4 回を限度として 46 単位

注2：疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤(麻薬)の投薬が行われている在宅の利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合、1 回につき100単位を加算。

注3：単一建物居住者＝当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師等が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う者。

【単一建物に該当する建築物】

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合

型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護等

【算定区分に係る人員の取扱い】

ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活援助事業所は、ユニットごとに判断、居宅に同居する同一世帯の利用者が2人以上の場合は、又は、一つの建築物の利用者数が全体戸数の10%以下又は戸数が20戸未満で、利用者が2人以下の場合は、利用者ごとに、「単一建物居住者が1人の場合」を算定。

※居宅療養管理指導に要した交通費(通常の事業の実施地域内の交通費を含む)は実費を利用者から徴収可。

○離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導の提供に係る加算

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の算定要件を明らかにするために、通常の事業の実施地域を指定基準に基づく運営規定程に定めることを求める。

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (H30. 4. 1 新設)

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ・ 特別地域加算 | 所定単位数の100分の15 |
| ・ 中山間地域等における小規模事業所加算 | 所定単位数の100分の10 |
| ・ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の100分の5 |

〔特別地域加算〕

離島振興法、山村振興法等の指定地域等の特別地域(※1)に所在する事業所が居宅サービスを行うことを評価するもの

※1：離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法等に定める地域

〔中山間地域等における小規模事業所加算〕

特別地域の対象地域を除く豪雪地帯、過疎地域等の中山間地域等(※2)における小規模事業所(※3)が居宅サービスを行うことを評価するもの

※2：特別地域加算対象地域以外の地域で、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に定める地域

※3：1月当たり延べ訪問回数が50回以下の指定居宅療養管理指導事業所、5回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所

〔中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算〕

特別地域、中山間地域等(※4)に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて居宅サービスを行うことを評価するもの

※4：特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象地域

※ 1、2の加算を算定する場合は、あらかじめ県(下記担当課)に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等を提出する必要があります。なお、当月15日までに届出した場合(担当課室が受理した日。以下同じ。)は翌月1日から、16日以降に届出した場合は翌々月1日から算定を開始できます。

<担当課室> 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県 子ども・福祉部指導監査課

TEL 086-226-7917 Fax 086-226-7919